

○長崎県病院企業団認定看護師育成研修費貸与条例

平成 23 年 4 月 1 日
長崎県病院企業団条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、職員が自己啓発等休業制度を活用し、認定看護師資格取得に必要な研修（以下「研修」という。）に参加しようとする場合に、認定看護師育成研修費（以下「研修費」という。）を貸与することにより、専門の特定分野を目指す看護師のキャリアアップを支援するとともに、長崎県病院企業団病院（以下「病院」という。）における看護の質の向上を図ることを目的とする。

(研修費の貸与)

第 2 条 企業長は自己啓発等休業の承認を受けた職員のうち、病院が必要とする認定看護分野の研修を受講しようとする者に対し、予算の範囲内において、研修費を貸与することができる。

(研修費の貸与額等)

第 3 条 研修費の対象となる経費及びその貸与額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、他団体からの助成がある場合は対象経費から除く。

- (1) 入学金 実費
- (2) 授業料 実費
- (3) 実習料 実費
- (4) 教科書購入費 10 万円
- (5) 生活費 月額 10 万円

2 研修費は無利子とする。

3 研修費の貸与を受けることができる期間は、研修期間の初日の属する月から研修期間の終了する日の属する月までとする。

(連帯保証人)

第 4 条 研修費の貸与を受けようとする者は、連帯保証人 2 人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、研修費の貸与を受けた者（以下「研修生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し及び停止)

第 5 条 企業長は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときには、研修費の貸与を取り消すことができる。

- (1) 職員としての身分を失ったとき
- (2) 心身上の理由により研修の継続が困難になったとき
- (3) 研修先での学業又は研修の実績が著しく不良であるとき
- (4) 研修中の指示に違反する行為、非行、その他の理由により研修生として適格でないとい認められるとき
- (5) 研修費の貸与を受けることを辞退したとき

2 企業長は、研修生が休学した場合、その他、研修費を貸与することが不適当と認める場合は、当該事由が生じた日の属する月から終了した日の属する月まで、研修費の貸与を行わないものとする。

(返還債務の当然免除)

第 6 条 企業長は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研修費の返還を免除するものとする。

- (1) 認定看護師の資格を取得した日の翌日から起算して 5 年間、病院に在職したとき

(2) 前号に規定する期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(研修費の返還及び遅延利息)

第7条 研修生は次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与された研修費を次の各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に返還しなければならない。

- (1) 研修費の貸与を取り消されたとき
- (2) 認定看護師認定審査において3回不合格となったとき
- (3) 認定看護師の資格を取得する前に職員としての身分を失ったとき
- (4) 認定看護師の資格を取得した日の翌日から起算して5年を経過しないうちに職員としての身分を失ったとき

2 正当な理由がなく研修費を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.5%の割合をもって、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数により計算した遅延利息を支払わなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第8条 企業長は、研修生の死亡及び心身の故障(第6条第1項第2号に規定する場合を除く。)、その他やむを得ない理由により、研修費の返還を免除することが適当と認められた場合は、前条の規定にかかわらず研修費の返還の全部又は一部を免除することができる。

(返還猶予)

第9条 企業長は、研修生が災害、疾病その他やむを得ない理由により研修費の返還が困難であると認められるときは、その事実が継続する期間、研修費の返還を猶予することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。